

平成26年1月17日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長 殿

経済産業省商務流通保安グループ流通政策課長

大規模小売店舗立地法の運用に係る情報提供について（依頼）

平素から経済産業行政に関して、格別の御協力、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成23年9月に「国民の声」で受け付けた大規模小売店舗立地法の手続に関する規制改革要望について、別添の内容を法運用主体および業界を代表する団体等に適切に情報提供することとされたことを踏まえ、昨年12月に経済産業省の考えを都道府県等法運用主体に対して別添のとおり周知いたしました。

貴団体におかれましても、会員各社に対し周知方お願い申し上げます。

— 以上 —

[事務連絡]

平成25年12月5日

都道府県等大規模小売店舗立地法担当課（室）長 殿

経済産業省商務流通保安グループ流通政策課長

大規模小売店舗立地法の運用に係る情報提供について（通知）

平素から経済産業行政に関して、格別の御協力、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府規制改革ホットラインに大規模小売店舗立地法の手続に関して規制改革要望が提出されたことを受けて、経済産業省の考えを下記のとおり周知いたします。

都道府県等におかれましては、本趣旨を踏まえ、引き続き適切な法運用を行ってくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 新設及び変更届出に際し、届出書に添付する資料について

大店立地法第5条及び第6条に基づく届出書への添付書類については、法運用主体において届出事項を補足し、届出事項について適切かどうかを判断するために必要なものです。それを踏まえ、届出書に添付する資料の様式・部数等は法運用主体の判断に委ねられています。

一方、一部の地方では統一した様式を利用するなど、大規模小売店舗の設置者（以下「設置者」という。）への負担を軽減する取り組みを行っています。

2. 変更届出における8ヶ月制限適用対象項目の運用、説明会の開催について

大店立地法第6条に基づく変更の届出に対する法運用主体の意見通知までの期間は、届出書等の内容について、市町村等から聴取した意見に配意し、指針を勘案した上で当該大規模小売店舗が周辺の地域への生活環境へ及ぼす影響から意見の有無を判断するための期間として想定されています。したがって、大店立地法第8条第5項の規定により意見を有しない旨を届出者に対して通知した場合は、同法第6条第4項による8ヶ月制限は適用されないと規定されています。

また、変更届出があった場合、周辺住民等に対し、公告・縦覧された届出書の内容についてより一層の周知を図るため、説明会を開催することとしており、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと法運用主体が認める場合は、大店立地法第7条第1項による説明会を不要とすることができます。

3. 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）における必要駐車台数の見直しについて

指針において、法運用主体が「地域の実情に応じ、本指針に定める自動車分担率等各原単位等の値とは別に、地域の基準を定め、予め公表している場合には、当該地域の基準を用いるものとする。」と規定しているように、ピーク率等の各係数については法運用主体が独自のものを定めることが可能です。加えて設置者も、これらの算出式又は地域の基準によることが適当で無い場合は、既存類似店のデータ等その根拠を示して他の方法で算出することができます。したがって、ピーク率は店舗の実態に即して法運用主体及び設置者において設定し届出することが可能となっています。